

令和8年度 新潟県文化活動推進事業補助金 Q & A  
（県民文化活動推進事業（次世代育成枠））

【1 対象事業について】

Q1-1 どのような事業が補助対象となりますか。

A1-1

表Aの分野のうち、次世代を担う若手やこどもの育成を図るものであり、表Bの要件を満たす取組とします。

（表A）

分 野	内 容
芸術	文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、ゲーム等
伝統芸能	雅楽、能楽、歌舞伎等
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	茶道、華道、書道、盆栽、衣食住に係る生活様式等
国民娯楽	囲碁、将棋等
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能、民俗芸能、伝統工芸

（表B）

補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代を担う若手（概ね40歳未満）や子どもたちの育成を図る事業であること</li> <li>・ 地域文化の保存・継承、活用に資する取組であること</li> <li>・ 3～5カ年の事業計画が策定されていること</li> </ul>
------	--

【該当する事業例】

- ① こども体験事業
  - ・ 一般公募によるこどもを対象に、初めての楽器体験会やワークショップ、アウトリーチ 等を開催
- ② 若手、後継者育成事業
  - ・ 演劇の講習会や美術品の観かた研修会、演舞の技術指導等を申請団体所属の若手に向けて開催する
  - ・ 次世代を担う若手（概ね40歳未満）やこどもが参加するコンクール 等
- ③ 指導者育成事業
  - ・ 指導者の育成を目的に申請団体所属の若手を対象に、又は公募で集めた一般を対象に、プロの指導者を招聘して講習会や研修会等を開催。
  - ・ 申請団体所属の若手が外部で行われる指導者養成講習会等への参加。
- ④ こども、若手による発表（公演、展覧会等）
  - ・ 若手のグループや個人による美術作品の個展

- ・ 若手やこどもを主とした演劇や合唱、ミュージカル等において指導を行うと共に、その成果として発表会を開催する。

※上記で該当する事業であっても、審査の結果によって補助の対象とならない場合もあります。

【該当しない事業例】

- ①営利を目的としたプロの音楽家による公演／プロの美術家の作品の展示／借用した作品の展示 等
- ②音楽事務所等によって企画されたコンサートの買い取り／プロの劇団が企画・制作・公演する演劇／特定の音楽家や美術家の単なる演奏会又は作品展 等
- ③習い事などの発表会や市町村の祭り 等
- ④1回だけで終わり、継続的に実施又は活動する見込みのない事業 等

Q1-2 オンラインで配信する事業は補助対象となりますか。

A1-2

オンライン配信のみを行う事業は本補助金の交付対象外です。

Q1-3 複数会場において異なる日程で行う一連の事業を実施する場合、全て補助対象となりますか。

A1-3

複数の会場で行う事業や同一の会場で連続しない日程で行う事業であっても、一連の事業であれば補助対象となります。

【2 補助金額、対象経費等について】

Q2-1 補助金額はいくらですか。

A2-1

補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨て）です。ただし、補助対象経費から入場料等の収入を控除した額を上限とします。

補助限度額は団体での申請は200万円、個人での申請は20万円です。

Q2-2 補助対象とならない経費にはどのようなものがありますか。

A2-2

補助対象となる経費は「補助事業を実施するために直接要する経費」です。例えば、光熱水費等の団体運営費や団体の概要パンフレット等、直接事業に関わらない経費は補助対象外です。補助対象経費及び補助対象外経費については、募集要項の別表1及び別表2をご確認ください。

Q2-3 国、他の地方公共団体等の補助金あるいは助成金を受けている場合は補助対象になりますか。

A2-3

国、他の地方公共団体等の補助金あるいは助成金を受けている事業であっても補助対象となります。

ただし、同一の経費について、補助金等の交付を受けている場合は補助対象経費となりません。

Q2-4 実行委員会の構成員である市町村から負担金を受けている場合は、補助対象となりますか。

A2-4

実行委員会が、その構成員である市町村から負担金を得ている場合であっても補助金交付の対象となります。また、構成員である市町村からの負担金は自己資金とみなすことから補助対象経費から控除する収入とはなりません。

Q2-5 市町村等から施設使用料及び付属設備使用料の減免を受けている場合は補助対象となりますか。

A2-5

市町村等から減免を受けている場合は、減免後の施設使用料等を対象経費とします。

Q2-6 交付決定後に、申請書の経費の内容や金額の変更はできますか。

A2-6

事業費の20%に相当する額を超えない軽微な変更及び補助金の額に影響しない場合を除き、報告が必要です。

なお、事業内容の大幅な変更や交付決定額の増額はできません。

Q2-7 補助対象経費には消費税も含まれますか。

A2-7

消費税を含みます。ただし、交付要綱に規定する消費税等仕入控除税額が発生する補助対象者においては、消費税及び地方消費税を除外して提出することができます。

申請時に提出する事業計画（別記様式第3号）において、「消費税等込」又は「消費税等抜」のいずれかを選択して報告してください。

Q2-8 交付決定日以前に支払った経費は補助対象となりますか。

A2-8

補助対象年度に契約したものであれば、交付決定日以前に支払った経費も対象となります。

なお、施設利用料については、補助期間の事業で使用するものであれば、利用施設の規定により、補助対象年度以前に契約又は支払いをしたものであっても補助対象となります。

### 【3 申請について】

Q3-1 申請者は誰になりますか。

A3-1

実施する事業について、補助対象経費を負担し、補助対象事業の責任を負っている主催者から申請をお願いします。

なお、補助対象者の要件である「新潟県内の地方公共団体、及び新潟県内に活動の本拠を有し県内広域で活動する文化団体又は各種団体、若しくは個人、文化事業を実施するために組織された実行委員会等」に該当するかは、申請いただく主催者について判断します。

Q3-2 申請は何度でもできますか。

A3-2

1団体（個人）につき1つとします。同一年度内で県民文化活動推進事業（通常枠）と同時に申請することはできません。

なお、「県民文化活動推進事業（次世代育成枠）」は、同一団体（個人）が連続5回交付を受けたら、翌年度から5年間は申請できません。

Q3-3 申請受付の先後による採択の優先はありますか。

A3-3

ありません。

Q3-4 応募が多い場合、補助対象とする事業の優先順位はありますか。

A3-4

募集要項「12 審査及び通知」で示す観点で審査を行い、予算の範囲内で評価の高い事業を優先して補助します。

Q3-5 交付申請書の添付書類に「施設利用許可書の写し（予約状況を確認できるもの）」とあるが、料金を支払わなければ正式な契約とならず、利用施設から書類が何も発行されない場合は、どうしたらよいですか。

A3-5

仮予約票など、予約を確認できるものを交付できないか利用施設にご確認ください。利用施設で書類を発行することが難しい場合は、県担当にご相談ください。

Q3-6 交付申請書の添付書類に「対象経費に係る見積書又は金額を確認できるもの」とありますが、見積書が発行されない場合はどうしたらよいですか。

A3-6

見積書が発行されない場合は、インターネット販売サイトの画面やチラシ等の写し、既に購入済の物品等については、領収書の写し等金額が確認できるものを添付してください。

Q3-7 「収支予算書」とはどのようなものですか。

A3-7

収支予算書は、実施を予定している事業について、本補助金に申請する経費を含めた全体経費を把握するためのものです。収支予算書（別記様式第4号の2）に収入及び支出の各項目、金額について記載をお願いします。

なお、消費税を含むか含まないかについては、Q2-7を参照してください。

#### 【4 領収書等の証拠書類について】

Q4-1 レシート、領収書に品名が記載されていない場合はどうしたらよいですか。

A4-1

提出する領収書等の余白に、収支決算書（別記様式第11号の2）の補助対象経費欄に記載した内訳を赤字で記入してください。

Q4-2 領収書に、複数商品名が書かれており、個別金額が不明な場合はどうしたらよいですか。

A4-2

請求明細書等、内訳が確認できる書類を添付してください。

そうした書類がなければ、提出する領収書の余白に、収支決算書（別記様式第11号の2）の補助対象経費欄に記載した内訳を赤字で全て記入してください。

その際、収支決算書（別記様式第11号の2）の補助対象経費欄の該当する内訳の合計金額が領収書の金額と一致するかをご確認ください。

Q4-3 口座振込、クレジットカード等により支払ったため、領収書がない場合はどうしたらよいですか。

A4-3

振込が確認できる通帳の該当ページの写し、クレジットカードの利用明細書など、支払いを行ったことが分かる書類を添付してください。

金額しか確認できない場合は、上記のほか、請求明細書など、支出の内訳が分かる書類を添付してください。